

第十回 参議院電気通信委員会會議 録第十一号

昭和二十六年三月二十六日(月曜日)午前十一時四十九分開会

○委員長(寺尾豊君) これより會議を開きます。

本日會議に付した事件
○有線放送業務の運用の規正に関する法律案(衆議院送付)

日程に追加して、有線放送業務の運用の規正に関する法律案を議題に供します。衆議院電通委員長提出であります。本法案の説明に衆議院電通委員長理事高塩三郎君が見えられておりますので、提案理由の御説明を願います。

○衆議院議員(高塩三郎君) 私、衆議院議員電気通信常任理事高塩三郎でございます。有線放送業務の運用の規正に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

最近北海道を始め全国に亘りまして、有線放送の施設が急激に増加いたしました。その業務の内容も、当初はラジオの共同聴取を目的とするものでありましたが、漸次これに併せてマイク・フォンを設け、官公庁公示事項、農漁業協同組合等の連絡事項、農事水産等の指導、緊急事件その他の隣保周知事項の外、各種の講演、講座、慰安娯楽、商業広告等の番組を編集して放送し、時には選挙運動にも利用されるようになったのであります。これらの有線放送は、多くは農漁村において発達を見ておりますが、有線放送の

業務形態としてはこのほか、商業広告を主とするいわゆる街頭放送がありまして、全国の都市に亘り逐次増加の傾向を示して来ております。

農漁村等における有線放送は、無電力地帯乃至ラジオ電界強度の低い地域における無線放送聴取の方法として、或いは交通通信の便に乏しい地方における隣保的連絡の手段として、現実の必要に駆られて発達したものであります。その業務の運用が適正に行われれば、国としては特にこれに干渉すべき限りではないのであります。各方面の調査によれば、これらの有線放送及び街頭放送は、今日特別の法的拘束なく自由に番組を編集して、これを放送しているため、時に報道の真実を害し、政治的公平を欠き、或る場合には、その放送によつて公安を害する虞れすら予想せられる実情にあるのであります。

いわゆるマス・コミュニケーションの方法として相当強力な伝播力を有する有線放送をかかる実情に放置することは、公共の福祉を保持する上に一の欠陥をなすものでありまして、立法手段により、有線放送業務の放送番組につき、無線放送における同様の規律を與えることは、現下諸般の情勢に照らし、極めて緊急且つ重要なことと存するのであります。これが本法律案を制定しようとする理由であります。

次に法律案の大綱を御説明申し上げます。本法律案は、本則十六條附則四項あります。

りなり、冒頭に法律案の目的を掲げ、第二條において「有線放送」の定義を定めるとともに、第十條に適用除外に関する規定を設けて、法の適用範囲を明らかにしております。

この法律案の眼目といたしますものは第四條の規定でありまして、即ち、放送法中、放送番組に関する規定のうち、放送事業者全般を規律する放送番組編集の自由及び公安並びに政治的公平の保持、報道の事実並びに中正に関するラジオ・コード、その他訂正放送、候補者放送に関する規定は、いずれもこれを有線放送の業務に準用したのであります。これらは言論及び報道に関する最小限の規律であり、有線放送番組についてこれを適用することとは、公共の福祉を維持増進する上から必要適切な措置と考えるものであります。

本法律案のその他の規定は、多くは本案の施行を確保するための有線放送業務を行う者の届出義務その他報告、監査、業務の停止、運用の制限、異議の申立に関する規定及び罰則規定であります。特に御説明を加うべきものは、附則に於いて、公布の日から起算して三十日を超えない期間内において政令で定める「旨を規定し、又、本件行政所管したる電波監理委員会設置法の一部に所要の改正を加えております。

○鈴木恭一君 最近顯著な発達をしております有線放送に對しまして、私も或る種の監督の法律を必要とするというところを考へておつたのであります。が、只今御説明がございましたように、衆議院のほうからこれを立案せられて、御提案になりましたことは、極めて時宜に適した措置だと感じております。そうして又内容につきましても、極めてよくできておりまして、反對するところはないのであります。が、一応委員会の提案でありますし、又今後電波監理委員会の規則によつて細則を定められることと思うのであります。これらの点も考慮いたしまして、一つの確認の意味におきまして御質問申し上げたいと存じます。

その一つは、この附則の第四項によつて、本法、即ち有線放送業務の運用の規正に関する法律は、電波監理委員会設置法の第三條に次の一号が加えられて、所管は電波監理委員会ということになっております。そこで第二條の有線放送の定義でございますが、その一、二、三と、その態様はいろいろあるようでありまして、有線電気通信設備によつて送信され、又は再送信されるということになっております。そこで有線電気通信設備というものは、この定義はつきりいたしておりませんが、電気通信省設置法の第二條によります電気通信設備であり、

そうしてこれが私設設備であると解釈されるのであります。が、そう解釈してよろしいのでしょうか。

○衆議院議員(高塩三郎君) お答え申し上げます。電気通信省設置法第二條に電気通信業務及び電気通信設備の定義があるものであります。又国際電信通信條約には電気通信の定義があります。この法律案の有線電気通信設備とは、これらの定義に準拠いたしまして、特にこの法律案において定義を掲げなかつたことは、法律語として熟してゐると考えたからであります。

○鈴木恭一君 従つてそう解釈いたしまして、設備につきましては、電気通信省設置法の第四條第二項の「有線私設設備の規律及び監督に関する事務をつかさどる」という解釈しております。その設備につきましては、第四條を適用して電気通信省の所管に属してゐる、この解釈してよろしいのでしょうか。

○衆議院議員(高塩三郎君) その通りでございます。その次は第五條の再送信の同意の問題でございます。これは放送法の第六條と同じ趣旨であると考えます。第六條は、著作権の保護の規定ばかりでなく、その編集が再放送の際に歪曲されるということに対する保護、この我々は解釈しております。そこで放送協会の共同聴取の場合でも、放送が中断されるような施設のある場合に、この規定の存在の意義がある、この解釈してよろしいのでしょうか。

同意に関する規定で、NHKをも含めた無線放送事業者の同意を要することとしたしたのは、中継、特に録音中継の場合における放送著作権の保護と、いわゆるこまぎれ放送による権利の侵害を防止するためであります。

○鈴木恭一君 そこで協会は、共同聴取という形をとっておるのであります。この場合は、放送協会はここにいう有線放送事業者と契約を結ぶのではなくして、有線放送によつて標準放送を受信できる受信設備を持つておるものとして、それに繋がつておる世帯を対象として結んである、こう解釈してよろしいと思ふが。

○衆議院議員(高塩三郎君) これは放送法第三十二條の解釈問題でありまして、本法律案の直接の問題ではないので、以下申述することは單に御参考とするにとめて頂きたいのであります。が、放送法第三十二條には「協会の標準放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会と其の放送の受信についての契約をしなければならぬ、但し、放送の受信を目的としないう受信設備を設置した者については、この限りでない」とありますが、放送法施行規則第五條は、受信機の附属する拡声機一個ごとに受信契約を要することとしておるのであります。この施行規則によつて事実上放送の受信ができるのでありますから、適法であるという説と、拡声機のみでは受信できないから、法律違反であるという説とがあるのですが、我々はこの法律案によつて、そのいずれの説にも左袒せんとするものではありません。但し我々衆議院におきましては、大體鈴木委員と同様な解釈をとつておるの

であります。

○鈴木恭一君 その次はこの定義の問題で、これは大した問題ではないのでありますけれども、ここに「一、二、三」と、その有線放送の定義が書かれておりまして、一つの定義を言つておるわけでありまして、ここに「一区域内」という言葉を使つておりますが、これは、一、二と三との関係によつて、ここに「一区域」という言葉が出て来たのかとも思ふ。又三條の電波監理委員会の規則が制定されると思ふのであります。その届出の場合等に必要であるかとも思ふのであります。どうも一区域内という言葉がはつきりいたしておりません。電話の加入区域のような実益が一体あるのか、例えば東京におつて一つの設備を持つておつて、それが千葉県のほうと、或いは神奈川県とのほうと二つに分かれておるような場合は、一体一区域内であるかどうか、そういう点に対して多少一区域内というのをはつきりいたしませんので、この際はつきりしておきたいと思ふのでございますが、その点どうですか。

○衆議院議員(高塩三郎君) お答え申し上げます。有線放送を定義するに當りまして、これをいわゆるラジオ共同聴取と、マイクホンをつけ自己番組を放送するものと、街頭放送の三種といたしまして、これはこの法律案自体といたしましては、このように區別する実益に乏しいのであります。が、第四條では、二、三、三を別扱いといたしておりますが、この三者が相当業務形態を異にしている関係上、施行命令或いは有線電氣通信法関係で、将来差別をすることあるべきことを予想したからであります。この區別をつけようとする場合に一号及び二号と三号の街頭放送を區別する特徴といたしましては、前者は一区域、これは大にしては一、二、三、小にしては一建物内でありまして、ともかくもこの拡がりを持つた区域を放送区域、放送法上の概念、とするものであります。後者の場合は場所的放送であるという点を捉えることが最も適當と考えたのであります。この特徴を捉えないと一、二号と三号とを區別することは困難であります。この概念は第十條第二号の有線放送区域という表現に現われておるのであります。

○鈴木恭一君 そうしますと只今私がちよつと例をとりましたように、東京におつて千葉県と神奈川県というふうな区域を持つておるようなものは、これは一区域と言へますか、それ、一区域と解釈すべきか、いずれでございませうか。

○衆議院議員(高塩三郎君) それは二つの業務と解釈しております。

○鈴木恭一君 二つの業務ですね。その次はこれも細かい問題ですが、第十條の「臨時且つ一時」という言葉を使われまして極めて念の入つたきめ方をされておりますが、これは非常にむづかしいと思ふのであります。まあ臨時というものは經常的なものに対して臨時、一時というものは恒久的なものに対して一時と、こう解決できるのであります。が、これは臨時且つ一時でなければならぬというので、例えば例を博覧会に取りますと、博覧会をやつておる間やるとのこと、博覧会というものが臨時であるから、これは臨時である。これは三カ月間開かれたとする

と、その三カ月間をやつておることが臨時且つ一時になるか、この臨時且つ一時の点を一つはつきりして頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(高塩三郎君) お答え申し上げます。

臨時とは勿論經常的でないものの、例えば博覧会、運動会等の場合でありまして、選挙運動のためにするものも多くなつておると思ふのであります。一、二時とは短期の意義でありまして、臨時且つ一時は臨時と一時の二つの條件が併せ備わるとき初めて適用を除外されるのであつて、例えば五カ月に亘る博覧会は臨時ではあるが、一時ではないから適用除外とならないものと解釈しております。併し現実には無数の複雑な事態を生じまして、一々これを法律で規定することは不可能であります。から、第十一條に「細目は、電波監理委員会規則で定める」といたしております。

○鈴木恭一君 立案者がどの程度の期間を一時と考えておられますか。

○衆議院議員(高塩三郎君) お答え申し上げます。これはそのときの状態によつていろいろ違ひますが、大體社会的通念によりまして一カ月以内を一時というふうに解釈しております。

○鈴木恭一君 同じく十條でございまして、第六号、結局全部を包括すると思ふのであります。ここに載つておる業務に準ずる有線放送の業務であつて、とありますが、「準ずる業務」というものはどういふものをお考えになつておりますか。

○衆議院議員(高塩三郎君) お答え申し上げます。有線放送の業務形態は非常に

に多岐多様でありまして、その業態に鑑みまして、適用除外をするものは、第十條の一号乃至五号のほかにもあるかも知れないし、只今はなくとも将来生ずるかも知れないので、第六号を設けたのであります。現在予想せられるものといたしましては、例えば、イ、郵政本省と電氣通信省分室のごとく一つの建造物内に二つの官庁が側面しておるような場合、これは二号にも三号にも該当しないもの、ロ、信号のみを送信するもの、即ちチツカーなどがそれでありまして。

○鈴木恭一君 今一つ、郵政省と電氣通信省の例をとられました。官庁は一つの官庁であれば場所はその飛び離れてあつても問題にならない。その他のものの場合には二号で一つの建造物で、而も世帯や事務所を別にしているものはいけません。これはわかるのであります。が、非常にその差が大いになつて考えられますが、そうおきめになつた理由はどこにありますか。

○衆議院議員(高塩三郎君) 専門員のほうから説明して頂きます。

○衆議院議員(吉田弘苗君) 官庁方面と、それからその他一般民間とにつきまして差別をいたしました理由は、官公庁方面におきましてはその職員はすべて国家公務員法の適用を受けておりますし、大體一定の枠内において仕事をしておるものでございまして、有線放送の施設が仮にあるといたしましても、その運用につきまして十分信用を置き得る。特に法律を以てこれを規正する必要に乏しいと思ひまして、その点民間と差別をいたしておるわけでございます。

○鈴木恭一君 附則の第二項でありまして、現に有線放送の業務を行なつてゐる者は、この法律施行の日から九十日以内、その間に届出書を出せ、こういふのですけれども、九十日は少し短かいという感じがいたしますが、現在の業種の三百ぐらいあるのですから、多分できると思うのですけれども、これによつて／＼施設の変更その他もしなければならぬと思われれるのであります。如何なるものでしょう。

○衆議院専門員(吉田弘苗君) この有線放送の運用の規正を行います行政官庁といはしましては、成るべく早く有線放送の実態が、これから開始せんとするものは届出により、現に行つても、この附則第二項の規定によりまして、状況がその行政官庁の手許において明らかになるということが必要であると考えまして、大体九十日の期間を以ていたしますれば、この届出書の提出の義務を課しても余り苛酷ではない。同時に余り長きに失しますと、その状態がいつまでも明らかにならないといふことを考えまして、九十日といはしたのであります。

○鈴木恭一君 私の質問はこれで終ります。

○水橋藤作君 只今の鈴木さんの質問に関連すると思ひますが、先ず九十日以内にその旨の届出を電波監理委員会に提出しなければならぬといふのですが、この法律が施行されて全国的にこれを周知させることはなか／＼むづかしいと思うのですが、如何なる方法によつてこれを周知させるのか、どういふ御見通しを持つておられますか。

○衆議院専門員(吉田弘苗君) この法律が制定公布せられました曉において、これが周知を図るということとは最も肝要なことと存するのであります。これにつきましましては、本件の行政官庁である電波監理委員会においてあらゆる方法を講じて極力周知に努力せねばならぬと思つておりました。それはすべて行政官庁の責任においていたすわけでございます。恐らく行政官庁といはしましては、例えば、この大部分はいわゆる共同聴取でありますから、NHKの無線放送を通じて、その他新聞その他の機関を動員いたしまして、周知を図ることと考えております。

○水橋藤作君 意識的に宣伝が十分にいき届いて、そうして、現に事業を運営している方面では或いは届出するところもあるかも知れず、又宣伝が十分である、無意識に届出でない場合もあり得ると思ひますが、若し届出なかつた場合の処置は、どういふふうに考へておられますか。

○衆議院専門員(吉田弘苗君) 若しこの法律の規定に違反いたしまして、届出をいたさないとか、或いは虚偽の届出をするといふような場合におきましては、罰則の適用があるのでございまして、即ち附則第三項におきまして、第十四條の第一号を準用いたしてあります。これによりまして、罰則の適用を見るということになります。

○水橋藤作君 附則にある罰則の規定も私よくわかつておりますが、併しそれを罰則の規定をするまでに調べが並大抵ではないと思ひます。その点がむづかしいのじやないかと思ひますが、これは意識的にやるものもあるだろうし、無意識的に届出をしないもの

全国的には相当あるんじゃないかといふことを懸念するのでありますが、その程度のものではやはり思つたやうに向うから届出て来ない結果が起きやせんかといふことを心配するのであります。或いはそれを調査するための費用も相当かかることと思ひ、又出張費も出さなければならぬといふことで、相当これは大きく予算を伴うのじやないかといふことを考えますが、まあできるだけそうしたことのないやうに御努力願ひたいと思ひます。

それからも一つ、先ほど鈴木委員の御質問の中でちよつと私はつきりしなかつたのですが、この一区域と申しますのは、鈴木委員も聞いておりましたが、我々は一区域といふ区域の範囲がはつきりわからんのですが、今の説明ではちよつとわかりにくかつたのですが、部落を単位とされるか、町を単位とされるか、市を単位とされるか、或いはどの範囲を一区域内とされるのか、ちよつとこれに対しての御説明をもう一遍お願いしたいと思ひます。

○衆議院専門員(吉田弘苗君) 有線放送のうちこの第二條の第一号及二号に掲げます形態のものは、御承知の通り大小非常にまち／＼でございまして、大なるものは一町一村に括がつておると思ひます。殊に北海道におきまして、一村等は御案内の通り非常に広大でございまして、かなり大きな地域に亘つておるのであります。それから又小さいものになりますと、東京の世田谷におきまする引揚寮のような、或る構内とも言うべきものが一円であるといふような場合もあり

まして、多岐多様に亘つておりますが、とにかく先ほども高塩理事より御説明申上げたごとく、何か二号と三号を区別いたしますにはどこかに区別の標準をつけないければならないのであります。仮にこの二号におきまして一区域内においていふ言葉を除きますと、実はこの三号をも二号の中に包含してしまふという結果になります。それで先ほどもお話がありました通り、この法律案におきましては、二号と三号と区別いたしたとしてもさして実益はございせんが、これを受けまする施行政令その他におきまして、恐らく区別の実益を生ずることがあらうと考えます。現に衆議院におきまする委員会の審議過程におきましても、街頭放送といふものはちよつとその他の有線放送と毛色の違つたものでございまして、これをそも／＼規正の対象に入れるべきか入れないほうがよいかといふやうなことにしても種々議論がございしました。それから又有線電氣通信法を只今立案中ですが、これはまだ議論の範囲でございまして、街頭放送の設備については届出主義をとる、それからその他の有線放送については許可主義をとるといふやうに、いろいろ差別して考へるといふことが予想されますので、それでこの定義に二号と三号とを分ける、分けるについてはこの区域といふ観念を用いたといふ次第でございまして。

○山田節男君 この有線放送業務の運用の規正に関する法律案ですね。これについて、技術的な面について電波監理庁のかたに確かめて見たいと思ひますが、この法案によりまして、第二條で有線放送の定義がしてあるわけ

す。第一号、第二号、第三号の中に、テレビジョンの有線放送のことが書いてありますのは、これはテレビジョンの有線放送、今ラジオで問題になつておる共同聴取と同じやうに、テレビジョンの放送局からそれを親受信機が受けて、そうして今共同聴取をやつておるやうな単にスピーカ一だけをつけて音響を聴くといふやうに、そういう映像がスピーカ一のような簡単なものでレシーヴできるものかどうか、技術的にこれを確認したいと思ひますが、どなたか技術のかたいらつしやいませんか。

○政府委員(網島毅君) お尋ねの点は誠に御尤もでありまして、現在の技術におきましては、あたかも音声の放送におきましてラウドスピーカ一だけで聴けるというやうな、簡便な受信セツトはまだできておりません。併しなから、アメリカ等におきましてテレビジョンの中継といふことはすでに行われておまして、甲の地点から乙の地点へ中継しまして、そうして乙の地点から再放送するといふことは、すでに行われておるのであります。その再放送に當りまして、電波を使う代りに線を使つて行くということも、これは当然予想されるわけでありまして、ところで線を使つた場合に、電波で再放送をいたしますやうに簡単に果してなるかといふことにつきましましては、これは各方面でまだ研究の過程にありまして、勿論只今はつきり申上げることはできないのであります。が、私どもの想像をいたしまして、少くとも線を使う限りにおきまして、電波を使うよりも幾分簡単になる。法規の点でありますとか、或いはその他いろいろ細かい

技術的な問題がございまするが、そういう問題につきましては、多少緩和することができるといふことは、只今でも予想できます。併しながら、先ほど申し上げましたように、ただ単にラウドスピーカーで聴くのと同じように、そこにブラウン管だけ持つて来て見れるかというところになりますと、ちよつと今のところでは困難ではないかと思つております。

○山田節男君 今テレビジョンの専門のかたからお聞きしたいのですが、これは私も現実にはテレビジョンの放送というのを見ておるうちに、中継というのにならば、この第二條は、テレビジョンに関する限りは、中継と見るかどうかということになります。テレビジョンの中継というものは、これはその施設に非常な金がかかるものであります。現にニューヨークのエンパイア・ステート・ビルディングあたりで二百六十六フィートのテレビ中継アンテナを設けているが、その費用は莫大なものでありまして、それから私の知つてゐるところでは、カンサスやシカゴの放送局から中継するためには、相当な金がかかるのです。そうしなければ、テレビジョンの中継というものは目的を達しない。元來この法律案が参議院で問題になつたのは、いわゆるラジオの共同聴取の問題です。ラジオの共同聴取のように、親受信機が受けて、單にラウドスピーカーだけでレシーヴすることができ、そして而もそれが二百円かそれらのラウドスピーカーで以て放送が聞けると、そこに本法律案の根本的な問題がある。テレビジョンを入れるということになると、今綱島副委員長が説明されるように、ただ

單にラウドスピーカーの代りにブラウン管を置いて、そして有線であれば映像し得るといふことであれば、これは至極簡単です。それからテレビジョンに関する限りは、私は中継の場合においてもそれからブラウン管でラウド・スピーカーと同じように簡単にテレビジョンができる、これは意味をなさないやないかと思う。例えばクラブとか、レストランとかカフェなどでテレビジョンを置いて、そしてそこに集まつて見る。まあ広告を兼ねてやる、これは別問題です。本法案の趣旨とは違ふのです。ですから私は第二條の一、二、三にあるテレビジョンの問題は我が主たる問題としてゐる共同聴取の問題とは性格が違ふ。技術的に見ても第二條にテレビジョンを入れるということとは非常に技術的に見て、少くとも今日のテレビジョンの技術的な発達の段階では意味をなさないのじやないかと思うのです。こういう点について衆議院のほうで御論議になつたかどうか、一つお聞きしたい。

○衆議院専門員(吉田弘苗君) 御尤もな御意見でございまして、その点は衆議院の審議の過程におきましてもいろいろと論議せられたのでございまして。この法律案につきましては立案の基礎といたしまして二様の考え方がございまして、大体現在の状態を捉えて、それを修正して行くという考え方と、それから相当長期に亘つて考えまして、将来のいろいろな予想される態勢も捉えて修正するといふ形と考えられるわけでございまして、その点につきましてもいろいろ論議せられたのでございまして、当初は私どもに現実の事態を捉えようといふ趣旨で立案をいた

したのであります。然るにその後いろいろな方面から意見がございまして、有線放送業務の運用の修正と銘打つて法律を、單行法を作る上からはテレビジョンまで発展いたしませんでも、例えば相当電燈線、電話線等を使用したします都市におけるや規模の大きい有線放送といふものを、これが現在にございませうですが、若し現われましてら直ちに対象になるものだらう、そういうものを予想せられる以上は、有線放送業務という題目を掲げます以上入れなければならん、それから発展いたしましてテレビジョンも現在においてはそのよりございせんが、将来こういうものが実施されるということが予想せられるので、この法律の形をそういうものにも備えておくほうがよいという有力なる意見がออกมาして、さういふ趣旨に改めたのでございまして。審議の過程は大体そういうのであります。

○山田節男君 御趣旨はわかるのですが、やはり法律は飽くまで具体的でなくては行けない、観念的であつてはいけません、殊にこういうふうな現実業務として、ビジネスとして行われる問題について單なる将来を予想するといふ観念的な考えでテレビジョンを入れる。少くとも現在の段階でテレビジョンといふものは技術的にもそういうブラウン管でラウドスピーカーと同じようなものに、簡単に而も安く、今のブラウン管だと少くとも数万円かかるのじやないかと思う。そういうものは大衆化することは極く将来の問題で、これは衆参両院の懇談会でも私は話したのでありますが、大体單行法案にするということを衆参両院で御意見が一致し

た。ですからこれは将来電氣通信法が国会に出され、それから電波監理委員会設置法なり或いは放送に関するいわゆる電波委員会設置法を含めて、この三法、これを成るべく動かさないといふ立場で、よりむしろこれは暫定的な單行法案として行くように意がまとまつたように了解している。そういうことなれば何も苦心して技術的に不可能なものを我々素人が考えても、アメリカの現状を見ても、有線でこれをやつたとしてもレシーバーの問題が今のままで行けば、二百五十ドルのものを買つてもこれが約十万円になる。そういうものまでこの二條のカテゴリーに入れるといふことは、殊に現実的であるならば、具体的であるならば……、法として少し効を失するのではないかといふ点に私は非常に疑念を持つてゐる。なおこれは電波監理委員会のほうでもこのブラウン管が例えば三万円なら三万円であるといふ、何かもつと大量生産ができるにしても、これは本法律案の制定の根本趣旨から逸脱してゐると思う。観念的には考えられるが現実的ではない。今姑のNHK研究所で放送しているものをアマチュアがレシーヴしているものもあるが極めて僅かである。こういう観念的なものを対象として入れるといふことは、仮定的な法律案であるといふ立場から見ても、私は妥当ではないかと、かように考えますので、私は一応この点を皆さんに御審議願ひたいと思ひます。

第二に有線放送の点です。いわゆる届出主義、これは認可主義か届出主義か、これは重大な問題だと思ひ、殊に電波監理委員会は第六條によれば監査官を設け、監査するといふ立場になつ

てゐる以上、届出主義がいいか認可主義がいいか、これは外国のことになります。ルールの地帯では共産党が第五列のいわゆる思想戦の、これはもう共産党も民主主義もどちらもそうである政策の一つとしてやはり放送を使うのです。こういうふうなことから考えて、第六條に電波監理委員会の監査といふことを認めてゐる以上は、片方で届出主義で行くといふことはとにかく矛盾するのではないかと、この点は私は立法者としてどういふ気持ちでこれを書いたか、殊に街頭放送の、例えば日本ぐらゐの街頭放送が無制限に行われてやがましき都市はない。私は澁谷なのですが、澁谷でしばしば聴くけれども、例えばレストラン、カフェ、映画、芝居、こういうふうな放送を聴いて見ると、実に卑猥な言葉を使つてゐる。そういうふうなことはやはり風紀關係から見てもこれは單なる届出主義でやるといふことだけではいけない。その罰則によれば、届出を怠つたときは罰金を科することもできますが、殊に認可主義、届出主義といふことについて根本問題がある、私かように考えるのであります。これは立法者の建前としては街頭放送は届出主義でやるといふことは別に、無制限なのですか。都市の静謐、今都市生活で非常に静謐といふようなことを考慮に入れて、なおこれは届出主義で、届出主義といふ極めてルーズな方針でいいと考えられたのですか、その点の一つ伺ひたい。

○衆議院専門員(吉田弘苗君) この法律案におきまして届出主義を用ひました主たる理由は、実は有線放送設備のほうは電信法及びその附屬の命令の適

用を受けまして、この方面では現在はい許可主義に相成つておるわけでありま
す。それで所管が同一の官庁でござい
ますと双方につきまして許可主義で貫
くことができるのでありますが、この
ように設備の方面は電気通信省にお
いて規律監督をし、番組の方面を電波監
理委員会において規律監督をするとい
うことに相成りまして、その双方にお
きまして許可主義をとるということにな
りますと、施設者といつたしましては
二重に免許を受けなければならぬとい
うことになります。現状におきま
しては小規模な事業者が多いのでござ
いまして、それらの北海道方面からの
事業者からの各種の陳情が参つており
ますが、それらの陳情の内容を見ま
しても法律の規正は受けるが、或るべ
く簡略に運ぶように立法してくれとい
うような陳情も多数参つております。
それらの点からいまして、この番組
組の面につきましては許可主義を
て行くのが主たる途でございまして、
今山田先生のお話のごときこの届出主
義をとるということによつて、かかる
街頭放送等を奨励する意味も勿論ござ
いせんし、特に又それをなくするほ
うに持つて行くという意味も、この
法案の届出主義をとりましたことには
そういう根拠は考へなかつたのでござ
います。

か、或いは設置の施設の完全、不完
全、こういうようなことが私はあるだ
ろうと思ひます。併し我々が概念的に
考へなければならぬことは、そういう
電気通信省の監督すべきものは、施設
設置の場所、それから施設の内容です
ね。例えば完全、不完全……、けれど
もつと大きな問題は、やはり放送の
内容なんですね。プログラムによつて
放送するというならばそのプログラ
ムの編集について、やはり監督官庁は、
これは先ほど申しましたように、これ
を思想的に反動的な、或いは共產主義
者にこれを巧みに利用されるというこ
とを防ぐのは、やはり電波監理委員で
なければならぬ。而も業務的に言え
ば、これは電波監理委員会が主管すべ
きものだ。ただ問題は施設に関する限
り電気通信省がこれを監督すべきであ
ると、内容から言へば、これは電波監
理委員会の主たる管轄でなければなら
ぬ、これは勿論であります。だから
技術的に言へば二重の許可制になる
ということになりますけれども、併し本
来から言へば、これはやはり二重許可
制になつても、殊に街頭放送を含ん
でいるということになれば、街頭放送
だけを、而も営業的な街頭放送が届出主
義によつてこれを認可されるというこ
とになれば、これは私は相当に規正す
る必要があるのではないかと思ひます。
だからそこには私は認可制というの
が必要ではないか、かように私は考
へる。これも一つ後は当委員会にお
いて御審議願ひたいと思ひます。

それから第五條のいわゆる放送事業
者の同意を得なければ再送信できな
い。これは御承知のように極めて最近
に実施されるであります。民間
放送はこれは商業主義、コンマーシヤ
リズムでこれは同意を必要としない。
むしろ非常に喜ぶのです。アメリカ
の実例を見ても、ああいうコンマーシ
ヤルな民間放送であつて、如何にして
受信させて宣伝するかというところが民
間放送の根本政策なんです。ですから
NHKとは根本趣旨が違ふのです。で
すから例えば東京或いは大阪の民間放
送業者にこれを著作権の侵害という意
味から同意を得るといふことをここに
規定する必要があるかどうか。商業主
義、コンマーシャル・ベースの上にお
いて民間放送の同意を得るといふこと
はおかしいと思ひます。非常に向う
は喜ぶのです。一人でも多く聞かした
いという立場の放送ですから、NHK
と根本的に立場が違ふ。これは私は関
連を持つと思ひますが、こういうこ
とを全然考へにならなかつたかどう
か。

○衆議院専門員(吉田弘苗君) お説の
ように再送信の同意につきましては、
民間放送業者は恐らく中絶したいこと
を欲するのであつて、同意を拒むこ
とはなからうと思ひます。尤も同意な
どは必要がない場合が多いと思ひので
ございまして、一つには放送著作権の
規定がございまして、その関係から
放送法にも、御承知のあらゆる民間放
送を含めまして放送事業者につきま
して、再送信の同意を得なければなら
ないという規定がございまして。それと
同様の趣旨にいたしました。さうな事
例が生ずるか、生じないかは存じませ
んが、例えば有線放送を行いますもの
が、民間放送のプログラムのエンター
テインメントなところばかりをとりま
して、広告というふうな部分はカットす
るというふうなことをやる虞れもあ
る、なきにしもあらずと思ひます。そ
ういふことがたび重なれば、恐らく民
間放送も同意を拒むということもやは
り絶無とは言えないと存するのであり
まして、要は放送法と同趣旨により
して著作権の保護、放送著作権の保護
のために、かような規定をNHK及び
民間放送の相互に通じまして設けた次
第であります。

○山田節男君 これは民間放送が実際
まだ日本に行われていないからわかり
ませんが、民間放送を實際アメリカで
見てそんなものじゃない。例えばそれ
は成るほど有名な役者とかいろいろ
のを使ひます。使ひますけれどもそ
れは広告を入らずに、例えばレビニ
ーとかオベラだけ、それだけを聞かせ
るような放送だつたら、民間放送は儲
けにならないのです。アメリカのよう
な民間放送の非常に競争の激しいこ
ろでは、聞くまいと思つたつて一つの
オペラ、一つのレビニエーの中に非常
に巧みな形において例えば石嶮なら石
嶮、齒磨なら齒磨の広告が入るよう
にしている。それでですからこれは實際の、
いわゆる日本が技術的にそう初めはで
きぬかも知れないけれども、やはりア
メリカの現状を見れば必ず広告を聞か
れるような工合にしている。ですから
その部分だけを選つてやるのが著作
権の侵害になるというところは、私は民
間放送の商業主義的な放送の實際から
見て非常におかしいと思ひます。それ
この点にはそれだけの必要があると思
ひ、これは又別個の問題として、その
他の放送事業者というものが若し民間
放送事業を唯一の対象としておられる
のだつたら、これはする必要がない、
さうに考へるのであります。それから
第六條で有線放送の規正を行はれる
とするならば、電波監理委員会が主たる
官庁として監査されるわけですが、
この法律が来年度の予算以降において
これが実施されるということになつた
場合に、電波監理委員会としてこれは
具体的なものはないかも知れませんが、
大体こういう法律案ができた場合
には、監査機構をどういふふうにする
か、どういふ制度のどういふ機構でや
りたいか。それからこれに対してはど
のくらの予算的措置をしてもらわな
ければならないか、そういう具体的な
御意見を御持ちだつたら電波監
理委員会にお聞きしたいと思ひます。

○衆議院専門員(吉田弘苗君) 電波監
理委員会から本件の施行に要する経費
の資料が提出してございまして、只
今配付をいたしまして、その上で電波
監理委員会よりその内容につきまして
御説明を申し上げます。

○山田節男君 電波監理委員会にお伺
いするのですが、第三條のいわゆる有
線放送、これは街頭放送を含めてのこ
とを私は質問したいのですが、これは
電波監理委員会の立場として、認可主
義がいかに届出主義がよいのか、どつち
を選ぶかということになつた場合に、
電波監理委員会としてはどちらがいい
という結論なんでしょうか。

○政府委員(岡島毅君) その点は電波
監理委員会といたしまして、若しこの
法案が国会でおきになりました時に
おきましては、この法案の條文に従つ
て最善を盡すわけにございまして、ど
ちらがどういふことではないと思ひま
す、この法案を拜見いたしましたして、一

応第三條では届出主義になつておりますが、あとのほうには罰則もございまして、従いましめて委員会といたしましては、届出によりまして、その責任は十分果して行けるのじやないだろうかというように考えております。

○山田節男君 これは議員の提案になつておりますが、電波監理委員会が提案した場合、そのいづれをとるか。ただこれだけでなくて、全般的なバランスのとれた法案とすれば、ほかの政令とか、或いは規則とか、準則とか、いろいろがあるでしょう。そういう建前から見て、この法案のバランスから見ても、許可主義がいいか、届出主義がいいか。

○政府委員(網島毅君) 御承知の通り、この無線の放送に關しましては、放送法によつて全部これは免許制度になつておりますが、これは御案内のように、無線放送におきましては、電波という特殊なものを利用するわけでありまして、ところでこの電波は限度がございまして、誰でも彼でも希望するものがその電波を使いましてやれるというわけではございません。従いましてその多くの希望者の中から最も公共性の強いものに許して行くという建前から、これを許可制度というふうにしたわけでございます。この放送法の立案に當りまして、無線放送と同様に、有線放送も考えてはどうかという意見もあつたのでございまして、一先ず有線放送を除外いたしました理由の主な一つは、有線放送におきましては、電波の代りに線を使うわけでありまして、そこがこの線と言いますものは、若し資材さえ許せば、何人も容易に手に入るものでございまして、あたかも新

聞社が紙と輪轉機を手に入れて新聞を發行するといふふうに、それと同じように、線を引けば誰でもその業務が行い得るのであります。ところで現在この新聞紙法はすでに廃止されておりますが、新聞事業は、これは国民がその希望によつて随意にできることになつております。それと同じように、有線放送に關しまして、国民が希望するならばこれをやらせるということが必要ではないかというふうに考えまして、一応放送法から除外したのであります。ところで今回の法案は、その番組面におきましてこれを規正する必要があるという点から、いろいろお考

えになつておられるのでございまして、が、事業そのものといつたしましては、この有線放送を行うに必要な資材を整え、資金を整えて参りますれば、これは或るものには許可し、或るものには許可しないというわけには恐らく参らないのじやないかというふうに考えないでございまして、従いまして仮に許可主義にいたしまして、出て来たものは一応全部許可される、そうして實際その放送を始めてから、法律に違反した場合に処罰されるということになるのじやないかと考えるのであります。そういふふうに考えますれば、届出制ということと全く同じような効果を持つわけでありまして、私どももいたしまして届出制でいいのじやないかと考える次第であります。

○平林太一君 衆議院の高塩君にお尋ねいたしました。又専門員にお尋ねいたしましたのでありますが、これはこの法律制定の根本に重大な關係を持つものと思ふのであるが、鈴木君の意見に對しまして、専門員から、官庁と民間に

對する法律適用に對して差別を付けておる、極端に言つと、官庁に對する適用は非常に自由で、法律から除外してあるといふふうなまで聞き及んでおりますが、どうもそういうふうに法律の條項にも示してあるようでありまして、これをいたした理由に對しまして、今一応重ねてその点を説明をして頂くように願ひたいと思ひます。

○衆議院専門員(吉田弘苗君) 先ほどもちよつと申上げたのでございまして、官庁内におきます有線放送の業務は、多く官庁の職員によつて行われるものと考へるのでございまして。官庁職員は國家公務員法その他によりまして一定の規律を受けております。もとより公安を害すること、政治的不公平に亘りますことも、その他この法律案で規正せんとするような弊と同じようなものを國家公務員法によつて規律せられておるのでございまして。それらの職員が官公庁内において有線放送を行います場合には、一応そのほうに譲りまして、特に有線放送業務の運用に關する法律案において規正しないでもよろしかろうという考へでござい

ます。

○平林太一君 それからそれに対して私から……、今のような説明の理由であることによつて、これはこのような処置をいたしてはいかん、いわんや法律の制定というものは、法律の適用の目的は、これは官庁と民間を問はずべきものでない。若しそういうことであるならば、官庁に對しては絶対に信頼をして差支えない、だから法律の適用外に置く、こういうことは、国会としてはつとにこの民間よりもむしろ官庁に對する規正、取締というものを考へること

とが、その本質であり、又極めてこれは國家秩序の根柢を成すものである。今のような職員組合において、公務員として一定の枠内において放送せられることは、法律の適用を受ける心配はない、近年の職員組合のそのいたしておるところの言動、行動等に対して、官庁自体においては止むを得ずとしてこれを放置しておるが、一般の國民大衆からこれを見たときに、非常に逸脱した非常識な言動が行われていないといふことを何人が保証することができ

るか。甚だしきに至つては、異を立て難をかまえる、これを闘争の渦中に導いたといふような事態が、國民感情の上からそれを除外することができないのであります。それであるから、今後の法律に對しては、一律にこの法律なるものは官も民も平等の適用を受けるとはいたさなければならぬ。これは單なる電氣通信委員會における衆議院議員提出のこゝろいう法律案に限らず、いやしくもこゝろいう法律制定に當つては、そのことだけに固着してはいけ

ない。法律制定は全般的國家秩序を堅持するために、全体の規正として行ふものであるから、いやしくも平等を失してはならないといふことが最大要諦である。その場合このような別な取扱をするといふことは、私は只今衆議院側の説明を聞きまして、非常に驚いておるものである。これに對しましては本員といたしましては修正をするにあらざれば、この法案に對するむしろ全体の他に及ぼす影響も十分に考慮しなければならぬといふことを申上げるのであります。殊に官庁に對しては、法律はこの適用、又は制定に當つては峻厳でなければならぬ、いやしくも制

定に當つては民間と同一の下にいたさなければならぬといふことは、今日も極めて、私はこゝろいうことを提案するに當りまして、この際十分にその注意をしなければならぬと思ふことは、この法律の制定は官庁自体が先刻來申しておる通り、全く暗礁地帯である、信用を置けん、國家を崩壊に導くものはむしろ官庁に起因することがしばしばある、本日の参議院本會議において昭和二十三年度の、決算委員會における委員長の間報告を聞きますと、法務總裁の大橋武夫なるものが、昭和二十三年度において當時前職在任中において、二重煙突事件といふ驚くべき事態の内容が今日發表されております。さうなことに對して、今日而も

法務總裁である、當時は復興院の相當重要な地位におつて職權を濫用して、國民の膏血を費消することにおいてとんとして恥じない、かようなことを考へて見るにつけまして、官庁を法律の除外の点に置くことほど危険なことではない、この問題は有線放送だけの一條文に限られたものであるが、この法律の制定は一條文のものではない、全体のいわゆる法律案制定の概念を把握して法律化しなければならぬといふことを、この際考へざるを得ないのであります。先ずこの問題が本法律案の制定を審議するに當りまして、根本の問題として、以下爾余の問題を検討すべきものであることを私は申述べておきます。衆議院におきましてはこの点十分に考慮せられまして本案に對する良心的処置をみずからとられんことを切望いたしますのであります。以上であります。

○大島定吉君 私は聞くとこにより

ますと、ラジオ共同聴取施設によつて、電話等が非常に故障しているというふうなことを聞いておりますが、これは届出によつて認可することになつておりますので、そういう点につきましては、電波監理委員會で十分に監督せられると思いますが、届出によつて直ちにこれを指導する……、届出するときは、すでに施設されて届出することもあると思いますので、そういう場合を勘案いたしまして、電波監理委員會はどういう処置をとられるのですか。

○政府委員(網島毅君) 只今お尋ねの点は、設備の問題だと思ひますが、私もそういう点につきましては関心は持つておるものであります。現在の電波監理委員會設置法におきましては有線設備の監督は権限外でございます。これは電信法、並びに電氣通信省設置法によりまして、電氣通信省の所管となつておりますので、電氣通信省のほうから御答弁願つたらよろしいかと思ひます。

○説明員(杉山榮藏君) 只今の御質問に對しましてお答えいたします。先ほどいろいろと御説明もいたしましたように、施設に關しましては電氣通信省がこれを監督することになつておりまして、現行法におきましては、電信法或いは私設電信規則というふうなものによりまして、公衆電氣通信、或いは鐵道の通信というものの、この有線放送がその技術基準が悪くて妨害を與えるという事態になりますれば、どちらに責任があるかということをはつきりいたしまして、責任のあるほうに、少くもこれを改修して行くという措置をとりたいと考えております。

○大島定吉君 これは届出によつて直ちに許可する、許可制でありますか。

○説明員(杉山榮藏君) 許可制であります。

○大島定吉君 丁度昨日共同聴取の実況を見て来て、そのとき疑問を感じたのは、どうもだん／＼そう考へて来る、先ほど山田委員が第五條の商業放送に同意を得る必要はない、向うから大いに進んでやつて来る、これはもうそれにきまつております。何とかして自分の放送を共同放送に持つて行くというので、これから非常な競争が起る。そして主に共同聴取を利用するだらう。というのは、それによりまして、昨日あたり聞いたのでは、まだNHKだけ放送してありますが、各聴取者は共同聴取料といひますが、五十円以内に、今NHKに三十五円を払つておる。ところが今度は民間放送だけを聞くことになりまして、その三十五円を払わなくていい、今度五十円になりますから、これは聴取者にとつては非常に得なこと、加入するものが多からう。だから商業放送だけ集めて、そうしてだん／＼やるといふのが今全国で二百ですか、拡声機の数は四千五百です。これは直ちに数十万に及ぶのではないかと。NHKは非常にあつてゐるだらう。そのときに対する電波監理委員會の措置はどういうふうにお考へになつておられるのですか。これはどういふふうに取り締るように進められておりますか。あらかじめ承つておきたい。

○政府委員(網島毅君) 誠にむづかしい御質問でございますが、電波監理委員會といたしましては、先ほど申し上げ

ましたように、この法律が国会でいろいろと御審議の結果、きまりました。これに對しましては、法案の條文に從ひまして最善を盡すように考へておりますが、只今お尋ねの件もこれは非常にむづかしい問題でございます。なかなか実行上におきましては事が全国的に亘り、又内容が文化的な問題、或いは言論上の問題を含んでおりますために、非常にむづかしい点がございます。が、與えられた権限の中におきまして、最善を盡すのが我々の責任じやないかと考へております。

○尾崎行雄君 今質問の中で、或いは独断的なことがあると思ひますが、そういうふうな商業放送ばかりを有線で聞かせるという場合には、NHKは聴取料をとることができないでしようか、どうでしようか。それはとれないと思ひますが……。

○政府委員(網島毅君) お尋ねの点は、この有線放送の事業者が放送の中継をする場合に、民間放送の中継だけを、NHKの中継をしないという場合のことかと存じますが……。

○尾崎行雄君 そういう場合におきましては親受信機と申しますか、放送を受信するようになされておるところの受信機が、放送法で記されておるところのいわゆる標準放送の範囲の周波数を聞き得るようになっておりますれば、その受信機そのものは、これはいわゆる放送聴取料を支払う対象になるわけでございます。従ひまして放送事業者そのものは、これは聴取料を支払わなければならないのであります。更にそれに付いたところのいろ／＼なラウドスピーカー、線の

先にラウドスピーカーが付いておるが、そのラウドスピーカーを持つておる人もNHKに聴取料を払わなければならないだらうかということについて御懸念が起つておるのじやないかと思ひます。現在の放送法に基きまして、電波監理委員會が公布いたしました放送施行規則によりまして、親受信機にいろ／＼なラップがくつ付いてゐる場合には、そのラップが一世帯以外の世帯に繋がつてゐる場合には、これは一つ／＼の受信機と同じようにみなすという規定がございます。従ひまして現在の施行規則そのものを變へないといひます。ならば、やはりこれに繋がる場所のラップは一つの聴取者とみなされまして、NHKに料金を支払わなければならないことになりま

す。併しなからこの問題はなおこの法律が国会におきましておきまりになつた點におきまして、私どもとして十分考へなければならぬ点があるのではないかと。これは、仮に放送事業者がNHKの放送は絶対にしない、NHKの中継をしないといふことを明らかにした場合にどうなるかということだと思ひます。従ひましてこの点は法律の決定後委員會として十分考慮したいと思ひます。

○尾崎行雄君 これは私の考へでは聴取料はNHKに払わずに只で聴かれるのですから、極く常識的に考へまして、そうなるにきまつておると考へております。従つてその場合に対する対策を、今からこの法律案によりまして何かをやつて置かれるのが至当ではないかと考へます。

○委員長(寺尾豊君) ちよつと申し上げます。この部屋を一時から決算委員會

が使うことになつております。なお続行することになれば九号室に変更しなければならぬのでありますが、更に御質問等が続いてあるようでありましたら、九号室へ変へたいと思ひます。が、如何でございますか。

○山田節男君 時間も一時十四分です。どうせこの審査はこれで終りませうから、今日は散会してもらひたいと思ひます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(寺尾豊君) 次回は明二十七日午前十時より開きたいと思ひますが、如何でございますか……。ではさう取計らいをいたします。本日はこれにて散会をいたします。

午後一時十四分散会

出席者は左の通り。

委員
委員長 寺尾 豊君
委員 大島 定吉君
鈴木 恭一君
山田 節男君
尾崎 行雄君
水橋 藤作君
平林 太一君
高塩 三郎君
衆議院議員
政府委員
電波監理委員會委員長 富安 謙次君
電波監理委員會副委員長 網島 毅君
電波監理長官 長谷 慎一君
事務局側
常任委員 後藤 隆吉君
常任委員 會專門員 柏原 榮一君
常任委員 會專門員 衆議院事務局側

常任委員 吉田 弘苗君
会専門員 杉山 榮藏君
電氣通信大臣 官房審議室長

三月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、鹿兒島県志布志町田之浦、四浦両郵便局に電話架設の請願（第一三三八号）

一、有線電氣通信法案反対に関する請願（第一三六一号）

一、有線電氣通信法案中一部修正に関する請願（第一三六二号）

一、岩手県田頭村の電話増設に関する請願（第一三七五号）

一、福島県飯盛村浮金簡易郵便局に電話架設の請願（第一三九八号）

一、全国各都市の電話復旧、改式および拡張に関する陳情（第二七七号）

第一三三八号 昭和二十六年三月十二日受理

鹿兒島県志布志町田之浦、四浦両郵便局に電話架設の請願

請願者 鹿兒島県贈嶽郡志布志町田之浦二、一〇二

小山登外一名

紹介議員 島津忠彦君

鹿兒島県志布志町田之浦郵便局および四浦郵便局は、志布志町よりそれぞれ十キロ余、および十六キロ余の地点にあり、両部落の中心となつてゐる通信機関であるが、両局共電話が架設されてゐないため、両部落住民の不便はこの上もなく、両地方の電信電話は内之倉局まででなければならぬ実情に

あるから、両局に電話を架設せられたことの請願。

第一三六一号 昭和二十六年三月十三日受理

有線電氣通信法案反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市木伏国鉄労働組合地方本部内樋口又男

紹介議員 小笠原二三男君

今次国会に提出されようとしてゐる有線電氣通信法案は、国鉄通信にじん大な影響をおよぼすものであり、これによつて国鉄通信のもつ特異性は無視されるばかりでなく、国鉄経営の根本をゆるがし機能が全面的に失われる虞があるから、本法案には反対であるとの請願。

第一三六二号 昭和二十六年三月十三日受理

有線電氣通信法案中一部修正に関する請願

請願者 名古屋市中村区笹島町一ノ二三三名古屋鉄道株式会社取締役社長

神野金之助

紹介議員 小酒井義男君

今回現行電信法に代りあらたに有線電氣通信法案が起草されたが、本法案中第二條、第四條は、鉄道、軌道事業者にとつて致命的な重大問題であるから、鉄道事業の特殊性を考慮して右二点は現行法通りに法案を修正せられたいとの請願。

第一三七五号 昭和二十六年三月十四日受理

岩手県田頭村の電話増設に関する請願

請願者 岩手県岩手郡田頭村長

工藤佐次郎外三十四名

紹介議員 川村松助君

岩手県田頭村は、花輪線大更駅より千メートル、大更局より八百メートルの地点にある人口四百五十の村で、年産一万二千石の米および雑穀と、二万石の木材を産出しているが、郵便局と役場以外に電話施設がないため、学校、診療所、工場等は極めて不便をこうむつてゐるから、同村内の電話を増設せられたいとの請願。

第一三九八号 昭和二十六年三月十五日受理

福島県飯盛村浮金簡易郵便局に電話架設の請願

請願者 福島県田村郡飯盛村浮金簡易郵便局内 佐藤包武外五名

紹介議員 木村守江君

福島県田村郡飯盛村浮金に設置の浮金簡易郵便局は、昭和二十四年十一月認可、翌二十五年二月から事務取扱を開始しているが、本地方は田村飯盛局から約四キロ、柳橋局から約四キロ程度の距離にある集団村落で、附近には小中学校、農業協同組合、煙草取扱所、商店等が軒を並べてゐる關係上、利用度も高く取扱実績も挙げてゐる現況である。しかるに、同地方には一本の電話線もなく地方住民の不便は言うに及ばず、一朝有事の場合を想像すると寒心にたえないから、本局に電話架設を許可せられたいとの請願。

第二七七号 昭和二十六年三月十二日受理

全国各都市の電話復旧、改式および拡張に関する陳情

陳情者 福岡市西中洲一、六六

九ノ八福岡商工会議所

内九州商工会議所連合会内 山脇正次

戦後五年を経た今日全国各都市、とくに九州地域における電話の復興は他の部門における復興に比し、いさゝか立ちおくれであり、最近の都市発展に伴ひ電話の需要は増加の傾向にあるにもかかわらず、市外電話通話区域のままで設置されてゐるところが多いことは遺憾にたえないから、電話の復興に對しては特段の予算処置を講ぜられたいとの陳情。

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託した。

一、有線放送業務の運用の規正に関する法律案（衆）

有線放送業務の運用の規正に関する法律案

有線放送業務の運用の規正に関する法律

（目的）

第一條 この法律は、有線放送の業務の運用を規正することによつて、公共の福祉を確保することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「有線放送」とは、左の各号の一に該当するものをいう。

一 一区域内において公衆によつて直接聴取され、又は観覧されることを目的として、放送を受信しこれを有線電氣通信設備に

よつて再送信すること。

二 一区域内において公衆によつて直接聴取され、又は観覧されることを目的として、音声その他の音響又は映像を有線電氣通信設備によつて送信すること。

三 道路、広場、公園等公衆の通行し、又は集合する場所において公衆によつて直接聴取され、又は観覧されることを目的として、音声その他の音響若しくは映像を有線電氣通信設備によつて送信し、又は放送を受信しこれを有線電氣通信設備によつて再送信すること。

（業務の開始の届出）

第三條 有線放送の業務を行おうとする者は、電波監理委員会規則の定めるところにより、その旨の届出書を電波監理委員会に提出しなければならない。その届出書に記載された事項を変更しようとするときも、同様とする。

（有線放送番組の編集等）

第四條 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第三條（放送番組編集の自由）及び第四十四條第三項（放送番組の編集）の規定は、有線放送番組の編集に關し準用する。

2 放送法第四條（訂正放送等）及び第五十二條（候補者放送）の規定は、第二條第二号又は第三号の有線放送の業務を行う者に準用する。

3 放送を受信しこれを再送信するについて、いかなる放送を受信し、又はいかなる放送を受信しないかを定めることは、有線放送番組

組の編集とみなす。

(再送信の同意)

第五條 有線放送の業務を行う者は、同意を得なければ、放送事業者の放送を受信しこれを再送信してはならない。

(報告及び監査)

第六條 電波監理委員会は、この法律の施行を確保するため特に必要があるときは、有線放送の業務を行う者に対し、業務に関し報告を求め、又は職員を派遣して有線放送の業務について監査させることができる。

2 前項の規定により監査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による監査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の廃止の届出)

第七條 有線放送の業務を行う者は、その業務を廃止したときは、遅滞なくその旨の届出書を電波監理委員会に提出しなければならない。

(業務の停止及び運用の制限)

第八條 電波監理委員会は、有線放送の業務を行う者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、三箇月以内の期間を定めて、有線放送の業務の停止を命じ、又はその業務の運用を制限することができる。

(異議の申立)

第九條 この法律又はこの法律に基

く命令に基づく電波監理委員会の処分不服のある者は、電波監理委員会に対して異議の申立をすることができる。

2 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第七章(聴聞及び訴訟)の規定は、前項の異議の申立に關し準用する。

(適用除外)

第十條 この法律の規定は、左の各号に掲げる有線放送の業務については適用しない。

一 臨時且つ一時の目的のために行われる有線放送の業務

二 一の建造物(建造物の構内を含む)、世帯又は事務所を別にする等二以上の者の占有する建造物を除く。内に線放送区域として行われる有線放送の業務

三 国会内、裁判所内その他一の官公庁内において行われる有線放送の業務

四 汽車、電車、自動車、船舶又は航空機内において行われる有線放送の業務

五 信号のみを送信するために行われる有線放送の業務

六 その他前各号の業務に準ずる有線放送の業務であつて、電波監理委員会規則で定めるもの

(規則委任事項)

第十一條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項の細目は、電波監理委員会規則で定める。

(罰則)

第十二條 第八條の規定による業務の停止の命令に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の

罰金に処する。

第十三條 第四條第二項において準用する放送法第四條第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、私事に係るときは、告訴をまつて論ずる。

第十四條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三條の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の事項を記載した届出書を提出した者

二 第六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第六條第一項の規定による監査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第八條の規定による業務の運用の制限に違反した者

第十五條 第七條の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の事項を記載した届出書を提出した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第十二條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした第十三條第二項の告訴は、その法人又は人に対して効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律施行の際現に有線放送の業務(第十條各号に掲げるものを除く。)を行つてゐる者は、この法律施行の日から九十日以内に、その旨の届出書を電波監理委員会に提出しなければならない。

3 第三條、第十四條第一号及び第十六條第一項の規定は、前項の届出書に關し準用する。

4 電波監理委員会設置法(昭和二十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三條に次の一号を加える。

九 有線放送業務の運用の規正に關する法律(昭和 年法律第 号)に基づく有線放送の業務の運用の規正に關すること。

第二十三條に次の一号を加える。

十二 有線放送の業務の運用の規正に關すること。

同日本委員会に左の事件を付託された。

一、有線放送業務の運用の規正に關する法律案(衆)

昭和二十六年四月十六日印刷

昭和二十六年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所